

文教福祉常任委員会会議録

[令和5年12月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年12月11日(月) 会場：第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	ページ	
9:00	議 案 第60号	筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定 について	高齢者支援課	5
	議 案 第69号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について	高齢者支援課	6
	議 案 第70号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)について	高齢者支援課	17
	議 案 第59号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	保育児童課	19
	陳 情 第13号	紙オムツ持ち込みによる負担軽減に関する陳情書	保育児童課	24
	所管事務 報 告	地域学校協働活動事業について	生涯学習課	32
	所管事務 報 告	部活動の地域移行について	学校教育課	34
	所管事務 調 査	I C T教育推進について	学校教育課	40
	所管事務 調 査	障害者差別解消法にある合理的配慮に基づく公共施 設での対応について	生活福祉課 文化・スポーツ 振興課	44
	所管事務 報 告	保育所等運営事業者の選定状況について	保育児童課	49
	所管事務 調 査	高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業について	健康推進課	52
	所管事務 調 査	コロナワクチン接種後の健康被害申請件数について	健康推進課	54
	所管事務 報 告	筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 の策定について	高齢者支援課	57
	所管事務 報 告	筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 に基づく施設の整備について	高齢者支援課	63
現 地 視 察	筑紫小学校校舎について	教育政策課	65	

令和5年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和5年12月11日(月)午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(8名)

議員	辻本美恵子	議員	上村和男
議員	白石卓也	議員	宮崎吉弘
議員	山本加奈子	議員	八尋一男
議員	段下季一郎	議員	佐々木忠孝

○一般傍聴者(1名)

○出席説明員(20名)

健康福祉部長	嘉村千穂	健康推進課長	毛利早希
健康推進課長補佐	山田真理子	健康企画担当係長	吉田聡子
保育児童課長	坂田浩章	保育児童担当係長	中村義弘
生活福祉課長	虫明しのぶ	障がい者福祉担当係長	永田新太郎
高齢者支援課長	古田浩明	高齢者支援課長補佐	真鍋美香子
介護保険担当係長	荒尾正	指定指導担当係長	平嶋亮
教育部長	長澤龍彦	学校教育課長	高木美智子
学校教育担当係長	鶴澤宏	教育指導担当係長	山下勝
生涯学習課長	檜木理恵	生涯学習・青少年担当係長	野美山毅士
文化・スポーツ振興課長	松木勉	文化振興・図書館担当係長	前田大輔

○出席事務局職員（3名）

課 長 大久保 泰 輔

係 長 栗 原 忠

開会 午前9時00分

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻少し前ですが、これより文教福祉常任委員会を開きます。

会議に先立ちまして、本常任委員会に市長がお見えですので、御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。

文教福祉委員会の西村委員長、そして、坂口副委員長をはじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日は今定例会の文教福祉委員会に条例2件、補正予算2件、合計4件の議案の審査等をお願いしております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。市長は公務のため、ここで退席なさいます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時00分

再開 午前9時00分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

傍聴の件をお諮りいたします。

本常任委員会に7名の議員が委員会の傍聴に出席していらっしゃいますので、先に御報告いたします。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の御案内をお願いいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前9時00分

再開 午前9時00分
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか2件を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、嘉村部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。併せて、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、おはようございます。健康福祉部長の嘉村でございます。

日頃より本市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。本日は、議案4件、所管事務報告3件、所管事務調査3件を審議いただく予定でございます。何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、高齢者支援課より説明させていただきますが、職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） おはようございます。高齢者支援課課長古田と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） おはようございます。同じく高齢者支援課高齢者福祉担当の係長で真鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長をしております荒尾と申します。よろしくお願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 同じく指定指導担当の係長の平嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 議案第60号、筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第60号、筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は56ページ、57ページになります。提案内容補足説明書は51ページになります。こちらの提案内容補足説明書で説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、筑紫地区5市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が、令和4年度で終了したことに伴い、筑紫野市特別会計条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、筑紫地区介護認定審査会事業特別会計筑紫地区介護認定審査会事業に関する条項を削除するものとなります。

52ページをお開きいただきたいと思います。

右側の旧条項における、第4号筑紫地区介護認定審査会事業特別会計筑紫地区介護認定審査会事業を削除するものでございます。

筑紫地区介護認定審査会事務局は、筑紫地区内において2年ごとの輪番としておりますが、令和3年度・4年度の2年間の事務局の担当が終了し、9月議会において決算の認定をいただき、筑紫野市における会計事務が終了したことにより、当該特別会計を削除するものでございます。

以上、議案第60号、筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部から説明をいただきました。質疑のある方はいらっしゃいますか。ありませんか。

この次、回ってくるのは何年度になるんですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 8年後です……。

○委員長（西村和子君） 8年……。

○高齢者支援課長（古田浩明君） ちょっと待ってください、すみません。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 令和13年度になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第60号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第60号、筑紫野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、可決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

では、次に行きます。

議案第69号、筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、認定第69号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書は29ページからになります。提案内容補足説明書は63ページをお開き願います。

補正予算書の29ページ第1条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,168万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,875万9,000円とするものでございます。

提案内容を補足説明書に沿って歳出予算補正の主な内容を御説明いたします。補正予算書は43ページになります。

1款1項1目一般管理費についてでございます。介護報酬改定により、基幹系システムの改修について業務委託するため、594万3,000円を増額するものでございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費についてでございます。要支援の方が利用する訪問型サービスや通所型サービスの年間利用見込み件数の増加により、2,654万

9,000円を増額するものでございます。

配付させていただいております文教福祉常任委員会説明資料の2ページをお開き願います。

上半期の実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。

当初見込み件数、右側の計のほうになりますが、1万6,163件を計上しておりましたが、上半期の実績を基にした決算見込み件数、その下になりますが、1万7,431件と1,268件の増加が見込まれるため、給付を増額するものでございます。

続きまして、提案内容補足説明書の3款3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費についてでございます。

文教福祉常任委員会説明資料1ページをお開きいただきたいと思っております。こちらに沿って説明をさせていただきます。

高齢者の相談業務等を行う地域包括支援センターにつきましては、市内に4か所を設置し、市が委託をしております。このたび、そのうちの一つの包括支援センターが今年度いっぱい受託を辞退したいとの申出がございました。

来年度4月1日から次の事業者が円滑に開始できるよう、引継ぎ等を行うため、準備費用として地域包括支援センター委託料等を増額するものでございます。

1、(1) 廃止する地域包括支援センターはアシスト桜台です。

(2) 廃止の理由は、人材の確保・補充のめどが立たない。高齢者の増加及び住民ニーズの多様化に伴う業務量の増加に対応できないということでございます。

2、廃止に伴う承継。(1) 承継候補の事業者は、社会福祉法人宝満福祉会でございます。内諾を得ているところでございます。現在、市南部の圏域において、地域包括支援センターちくしの荘を運営しております。

(2) 候補とした理由でございます。現在運営しているちくしの荘はノウハウがあり、また、アシスト桜台の担当地区におけるコミュニティ運営協議会が多く重なっており、コミュニティ関係者や民生委員との面識があることからです。

新規法人への公募や個別に当たるには時間的に困難であると判断し、現在運営しているちくしの荘へと依頼したところでございます。

(3) 事務所の設置につきましては、人員の確保、業務の習熟を踏まえ、来年度は現事業所において、アシスト桜台圏域を含む担当地区の拡大を予定しております。

(4) 利用者等への対応につきましては、アシスト桜台は併設の事業所、ケアプランセ

ンターがありますので、職員不在時の対応等は、その支援を得ながら、利用者や相談者に極力影響がないよう、3月まで運営を行ってもらうこととしております。

3、今後の主なスケジュール等でございます。11月30日に地域包括支援センター運営等協議会を開催いたしまして、この件について御報告させていただきました。外部の委員会から成る協議会でございます。臨時に開催をいたしまして、諮らせていただきました。その中で御了承をいただいております。

12月はこの議会におきまして、開設準備補正予算案を提案させていただきます。可決後、担当地区拡大業務について契約を結ぶ予定としております。

1月に引継ぎを開始いたします。コミュニティ連絡会や自治会長会にて報告を行う予定としております。

2月に廃止及び地区拡大に関する書類を受け付けをいたします。また、2月から3月にかけて、情報誌の差し替えや広報掲載の準備なども行ってまいります。

4月に担当地区拡大を開始する予定としております。

4、歳出予算補正の内容でございます。地域包括支援センター委託料として、人件費、事業費、備品購入費を計上しております。また、包括間の支援記録を共有するシステムを新規に設置するための業務委託料を計上しております。

関係する市民の皆様には、極力影響がないよう各包括と連携し、引継ぎ及び来年度の開始に向けて準備を進めていく所存でございます。

次に、歳入予算補正の主な内容を御説明いたします。

補正予算書は38ページからになります。提案内容補足説明書5款1項2目になります。

地域支援事業支援交付金の現年度分につきましては、歳出として説明しました介護予防生活支援サービス事業費の増加に対して、支払い基金交付金、こちらは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、718万7,000円を増額するものでございます。

7款1項2目その他一般会計繰入金金は、今年度の人事異動による職員給与の増額や認定調査件数の増加に伴う調査費の増額などにより、1,154万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、補正予算書の29ページの第2条になります。

第2条債務負担補正についてでございます。すみません、32ページの表になります。

こちらにつきましては、令和6年4月1日より業務や事業を開始するために本年度中に契約締結が必要なことから、債務負担行為として計上したものでございます。

1 番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託（訪問型サービスA）は、掃除や洗濯、食事の準備など緩和型の訪問サービスの委託料でございます。

2 番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託（通所型サービスC）は、運動機器を使ったリハビリテーションで期間集中型サービスの委託料でございます。

3 番目の介護予防音楽療法業務委託は、音楽療法を用いた介護予防事業で、講師を地域サロンに派遣する委託料でございます。

4 番目の地域包括支援センターの事業委託は、地域包括支援センター4か所の運営委託料でございます。

5 番目の食の自立支援事業委託は、見守りが必要な方を対象に、お弁当の配達を委託する業務でございます。

6 番目の紙おむつ給付サービス事業委託は、在宅で生活しており、紙おむつを常時必要とする市民税非課税の高齢者に紙おむつを配達する事業でございます。

7 番目の生活支援体制整備事業委託は、地域での生活支援、介護予防の構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置するための委託料でございます。1名増員し、来年度は2名分の委託料を計上しております。

8 番目の認知症初期集中支援事業委託は、福岡県認知症医療センターに設置している認知症初期集中支援チームの委託料でございます。

9 番目の介護保険納入通知印刷製本費は、令和6年度の介護保険料の納入通知作成費でございます。

10 番目の事業者台帳整備管理システムソフト使用料は、制度改正に伴い、地域密着型事業所指定の業務が市の業務となり、介護保険事業台帳管理の一部が県から移譲されたソフト使用料でございます。

11 番目の地域包括支援センターシステム更新業務委託は、各地域包括支援センターの支援記録を共有するためのサーバー及び端末パソコンのシステムの更新の委託料でございます。

以上、議案第69号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての御説明となります。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 地域包括支援センターの関係ですけれども、まず、地域包括支援センターの業務内容とですね、その業務量というのを、とりわけこのアシスト桜台においてどうやったのかというのを、まずお尋ねします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 地域包括支援センターにつきましては、主に四つの大きな業務がございます。一つは総合相談支援業務となります。住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施するものでございます。また、権利擁護業務、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応などがあります。

あと、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務といいまして、個人の課題について、多職種のネットワークによる課題解決を図るケアマネジャーへの日常的な個別相談、支援困難事例等への指導助言などがございます。

あとは、介護予防支援になりますが、要支援者に対するケアプランの作成等がございます。その中でアシスト桜台につきましては、市民からの相談は、これは令和4年度の実績になりますが、2,500件の相談を年間受けているところでございます。

すみません、あと、介護予防支援と介護予防ケアマネジメント、これが介護予防支援が2,318件と、あと、介護予防ケアマネジメントが1,084件で、合計で3,402件の件数がございます。アシスト桜台が行っている業務はそういったところになります。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 年間でいうと、トータルするとかなりの件数あるように思うんですけども、これを何人の方で行っておられたんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） ほかの包括につきましては、今年度より1名増員させていただいて、5名での体制で行っておるところでございましたけれども、アシスト桜台につきましてはその1名分の増員ができないというところで、今年度は4名から始めたところでございます。

そして、1名ですね、11月末で退職されたということで、3名で業務を行うということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） かなり厳しい状況で、撤退もやむなしというふうに思えるんです

けども、これを今度ちくしの荘のほうに異動するというので、人員配置は5名となっているんですが、かなりの広域になりますよね。利用者さんも確かに大変な状況になるというふうに思うんですけども、それを受け入れるちくしの荘、現在のものと新たな人たちを受け入れるということで、恐らくいろんな混乱もあるだろうと思うんですけども、その辺りのフォローをどういうふうに考えておられるのかということと、現行4か所が3か所になるということで、本当はもっと増えなければいけないというふうに思っているんですけども、その辺りの、将来的にセンターを増やしていくというようなことを考えておられるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） ちくしの荘につきましては、現在の人員、5人に対して、さらに増やしていただくようお願いをしておるところでございます。少なくとも必要な職種であります主任介護支援専門員、主任ケアマネと保健師、あと、社会福祉士この3人はですね、4月1日までに準備していただいて、業務を開始できるようにというところをお願いしているところでございます。

あと、事業所につきましては、取りあえず、来年度は急なことではありましたが、今の事業所の拡大というところにしておりますが、再来年度以降、新たにアシスト桜台圏域において事業所を設置していただくということを、こちらからも支援しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 今のは、ちくしの荘が桜台の圏域にもう一つの事業所を造るという意味ですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） そうですね、はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） アシスト桜台さんが撤退されるというところの廃止理由の中に、人材確保の補充のめどが立たないであるとか、高齢者の増加及び住民ニーズの多様化に伴う業務量の増加に対応できない、理由としてこういったことが上がってきていると思うんですけども、そうですね……、その理由を基にアシストさんが撤退するということですね。

第8期計画の中の認知症対応型通所介護とか小規模多機能の事業所に関しても応募がないような状況があるということで、介護事業所であるとか、こういった包括支援センター

なるものが、筑紫野市からどんどん少なくなっているんじゃないかなというふうに感じるんですね。そういった少なくなっているということで、その理由が、人材確保が難しいであったりとかそういったことが理由の中に上がってきていて、社会資源自体も少なくなっている。

包括ケアシステムの中に包括支援センターとかそういったものに位置づけられていて、どんどん増えてきて、いろんな相談が身近にできるということが前提だと思うんですけども、こういったどんどん事業所が閉鎖したりとか、撤退したりとか、少なくなっているというこの状況を、市としてどんなふうに考えられていますか。

これからこの問題に対してどんなふうに取り組んでいこうと思っているのか、今後の計画の中にどういうふうに反映していこうと思っているのか、そういったところをちょっとお伺いできたらと思います。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今回の包括支援センターの辞退ということと、また午後から報告で施設のこともお話しさせていただくことになるんですが、いずれも人員がそろえられないということが原因の一つになっておるかと思います。そういった現状を踏まえて、こちらから午後からお話しさせていただくんですが、第9期計画において、この人材確保についても触れさせていただいて、今までは県のほうとか筑紫地区内での取組を進めていくというところだったんですが、市においても主体的に何かしらの取組、こちらのほうを進めていきたいというところで、計画にも触れさせていただこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） そういった取組をぜひ進めていただきたいということと、やはり人材が少ないということは、それだけ介護している方々に過重が、負担がかかっているということなんですね。行政的には高齢者虐待をなくしましょうとかそういったことが盛んに言われていますけども、やはり少ない人材の中で、仕事、業務をしていくというところは、物すごくわかさには負担が大きなものになっているということなんですよ。

だから、やっぱり人員がしっかり確保できているという前提をつくってあげないと、それはなかなかね、厳しい状況になってくるとお思いますので、そこはしっかりお願いしたいというふうに思います。

結果的にね、人が集まらなくて、少なくて、高齢者虐待に至るケースとかそういったこともやっぱりありますので、そういったことにならないようにしっかり取組していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。私のほうからは、当分の間、この管轄の石崎地区の方とかは原田まで出向かなければならないですね。関係者、当事者、それから民生委員さんとかです、そういった方も遠く原田まで足を運ばなければならない、不便が生じるわけですが、この間、どのように手だてをされるのかです。

それと、近い将来、また元の管轄内に事務所を出されるようにするというごさいますけども、大体その時期が、大体どんぐらいぐらいを見計らっているのか、大体です。そこら辺をお尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 最初に圏域から外れたところでの事務所ということで、変更になるということのごさいます、なかなか地理的なことでちょっと難しいのかなと思いますが、一つ考えておるのは、どこか窓口的なものがどこか少なくともできないかなということで、まずは当面の間、そういうのができないかなというところを、まず検討してまいりたいと思います。

それと、相談に来られる分はちょっと不便をかけるかなと思うんですけども、やはり積極的に出向いていけるような体制を整えていただけるように、ちくしの荘のほうにはお願いしたいと思います。

それと、今後の事務所の設置についてのごさいます、早ければ再来年度でも設置していただけるように、市民の方に御不便をかけないように、早めにそういった事務所のほうの設置を働きかけていきたいなと思っておるところのごさいます。

以上のごさいます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 私もちっと吉村君とかぶるところありますが、吉村議員とです。

地域包括センターというのは本当に重要で、皆さん方が今の時代に最も必要なところだと思っています。これが、補充にめどが立たないであるとか住民のニーズが多様化、これは当然そうなんですね、いろんな問題がある、課題が。今、年寄りには多く課せられていますのでそれに対する対応が、これはよく分かるんですが、根本的に人が集められないという根本的なところの対策をね、しておかないと、例えば、賃金が安過ぎると労働の割にはということか、あるいは、ほかの自治体では市が直轄して包括支援センター持っているところあるでしょう。だから、それぐらいしないと、今からの需要はなかなか、社会福祉協議会あたりにも全面的に頼っても駄目だと思いますよ。そういったことの根本的なところを少しずつやっぱり変えていかないと、駄目だと思います。

緊急的に、今、急にアシスト桜台の場合は、私もちょこっと聞きよりましたけど、人材確保ができないというのが一番だろうと思いました。

ほかのほうからも、数十年前から、包括支援センターの職員からもかなり厳しいと、仕事の内容がですね、それも聞いておりましたし。だから、その根本的なところを少しずつやっぱり市の直轄にするだとか、今重要なところですから、まだ今後ますます続く可能性が高いところなものですからね、その辺も考えていかなければいけないと思っているのですが、その辺の対応のことについて質問します。何かありましたらお願いします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 理由につきましては、人材の確保と業務量の増加に対応できないというところがございまして、業務量の増加につきましては、確かに会議が多かったりとか、出ごとが多かったりとかそういったことがございましたので、今回市のほうとしてもそういった業務の縮小といいますか、なるべくスリム化するようにしたいなというところで考えておるところでございます。職員の方に負担がかからないように、見直していきたいなと考えております。

あと、地域包括支援センターの直営につきましては、今後いろいろ課題等、メリット・デメリットあるかと思っておりますので、その辺も含めて考えていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 取りあえず、そこは十分考えていきながら、将来的にもしていただけないといけないですけど、取りあえず、当面包括センターのアシスト桜台のほう

が、管轄の住民の方々が困らないようにということと、手続上はコミュニティ連絡会とか自治会というところを踏んであるんで、多分このままいって、できるだけ負担がかからないように早急に立ち上げてもらうようお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 原口議員の付け加えて2点お伺いしたいんですけども。

2060年までに高齢化率が3%ずつ増加するという推計が筑紫野市で出ているんですけども、そうになると、その人材の確保というのが喫緊の課題になるかなと思っていて、今の時点で足りていないので、今後どうやっていくのかというのが、具体的な人材の確保の案が必要になってくるかなと思うんですけども、それが一つ給与のアップだと思うんですけど、そうなってくると、補助金とかをするってなると社会保障費が今後増額してくると思うんですけど、その辺までどうお考えなのかお伺いしてもいいですか。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 介護職員の報酬につきましては、国のほうで介護報酬ということで人員も含めて決められておるところでございますが、さらに市のほうで何らかできないかというところであるかと思えます。

今、ほかの市と何か差別化できるようなところはないかというところで、ちょっとまだ具体的にはなかなか考えてはおりませんが、そうですね、一つはお金はかからないところではございますが、介護職員のセミナーであるとかですね、そういったところで開催いたしまして、介護事業所と、あと、就職したい職員そういったマッチング等を、まずは行っていければなというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

すみません、私から。ちくしの荘においても、南コミュニティで行事とか、それからセミナーにお願いしたときに、「忙しくて行けない」と言われたことが記憶にあるんですね。なので、決して潤沢に人がいるわけではないと思うんですね。なので、その辺りをほかのところもそうですけれど、十分に目を配っていただいて、何とかな、大変なところをどんなふうにフォローしていくのかというのは、市のほうも大変でしょうけれど、配慮をしていただかないと、第2のところが出ることをすごく恐れています。

それと、アシスト桜台だけが医療法人だと思うんですね。税制のところ、ほかのとこ

ろは社会福祉法人なので違うと思うんですけど、そこら辺で何とかな、人材集めに影響がある、直接はないのかも分からないけれど、経営上にちょっと困ってあるところがあるのかなと、なのでというところも後押しした要因になっているのかどうか、いかがでしょうか。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今回の理由が人材確保ができないということで、アシスト桜台のほうからも、医療法人だからやはり人が来づらいのではないかという声がありました。運営上については特にこちらが聞き取っていることはありませんけれども、社会福祉法人でしたらそういった介護に関する事業を行っておりますので来やすいのかな、医療法人だと難しいのかなといったことはお話の中で聞かれたところでございます。

○委員長（西村和子君） そしたら大変でしょうけど、何とかな、丁寧に目を配っていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） すみません、補正予算全体についての投げかけですかね。

○委員長（西村和子君） そうですね、ほかのところも一緒になっているんで。どうぞ。

○委員（檜木孝一君） 別件でお尋ねをいたします。先ほど債務負担行為補正の中で説明がございました、7番の生活支援体制整備委託事業、令和6年度、一人分を二人分に増員するといったお話があったところでございます。今、委託は一人なんですけども、二人にされると。

それと、別件でございませんですけども、12月の広報紙を見てたら、筑紫野市の会計年度任用職員、高齢者福祉担当分で1名、この生活支援体制整備に当たる専門職を1名募集なさってございます。つまり、一人体制から3人体制になるということによろしいとかですかね。そうであれば、私これ、所管事務調査なりで、一人では足りないのではないかとといったところずっと要望出していたんですけども、それが少し改善の方向に向かっていくのかなということで、期待できるのかなと考えておるところでございませますが、その3人になったときの、例えばすみ分け、事業のすみ分け等をどのように考えてあるのか、言える範囲で結構でございますのでお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今回、市のほうに一人置くこととしております。それ

と、社会福祉協議会のほうに一人増員とすることにしております。

市のほうにつきましては、市全域ですね、第1層協議体と呼んでおりますけれども、市全域で取り組むべき業務、全体における会議であるとか、団体との会議そういったものの調整を行っていただきたいと。それと、全体におけるセミナーであったりとか、そういったものの開催について行っていくと考えているところであります。

それと、社会福祉協議会につきましては、コミュニティーにおける活動、第2層協議体になるんですが、コミュニティーにおける担い手の発掘であるとか、また、住民主体による生活支援であるとか、そういった業務に携わっていただくようにしたいと、すみ分けていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに全体にわたって、補正予算全体にわたって御質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なかったら、質疑を打ち切りたいと思います。

ただいまから討論を行います。

議案第69号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第69号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件について、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第70号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正予算書につきましては、給与等の改正に関する補正予算書になります。17ページになります。提案内容補足説明書は64ページになります。こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

歳入歳出補正予算補正前の額74億4,875万9,000円を、歳入歳出ともに383万8,000円増額し、74億5,259万7,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容でございます。補正予算書は30ページからになります。

1款1項1目一般管理費につきましては、令和5年人事院勧告に伴い、職員給与の改定を行うものでございます。

内容につきましては、正職員の給料の引上げ及びそれに伴う各手当の引上げ及び期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げるものでございます。

また、1款3項1目介護認定審査会費以降の事業におきましては、同様に会計年度任用職員の報酬の引き上げ及びそれに伴う各手当の引上げ及び期末手当を0.05月分引上げによるものでございます。合わせて383万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳入予算補正の内容を御説明いたします。

補正予算書は26ページからになります。

会計年度任用職員の報酬等につきましては、それぞれの事業に基づき、介護保険からの支出となりますので、介護保険料及び国、県からの負担金を増額するものでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。補正予算書28ページをお開きいただきたいと思います。

7款1項2目その他一般会計繰入金につきましては、正職員の給与及び会計年度任用職員である認定調査員の報酬等を一般会計から繰り入れるため、職員給与等繰入金を増額するものでございます。

また、地域支援事業繰入金は地域支援事業に係る会計年度任用職員の報酬等の増額のうち、市の負担分を増額するものでございます。

以上で、議案第70号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての御説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ただいま執行部から説明をいただきました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第70号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第70号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての件を、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前9時48分

再開 午前9時50分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開いたします。

議案第59号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 保育児童課より説明をさせていただきます。職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課課長、坂田と申します。よろしくお願いいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 同じく、保育児童課担当係長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） では、説明をお願いいたします。
課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書54ページから55ページ、提案内容補足説明書47ページから50ページとなります。

この条例の内容は、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従って、また、参酌して定めさせていただいております。

特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園を指します。

また、特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度施行後の小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業を指します。

市内には、特定教育・保育施設として、公立及び認可保育所14か所、公立幼稚園、認定こども園があります。

また、特定地域型保育事業としまして、小規模保育事業所であるキッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園の2か所がございます。

提案内容補足説明書、47ページを御覧ください。

今般、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、市町村の条例は内閣府令の定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

具体的には、特定利用保育及び特定利用教育を利用する際の施設の定員基準について定めるための読替規定の不備を修正するものとなっております。

48ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、特定利用保育の基準、第35条です。特定利用保育とは、満3歳以上の児童について、身近な地域に幼稚園施設がない場合、保護者の就労の有無に関係なく、幼稚園の代わりに保育施設を利用可能とするものであり、現在、本市において利用の事例はございません。

利用する場合は、施設の利用定員については、第6条第2項の規定を読み替えることにより、当該保育施設の定員基準を適用することとなるため、その旨の読替規定について、文言の修正・補正を行っております。具体的には、読替規定の「同条第1号又は第2号」の文言を「同号又は同条第2号」に改めます。

理由としましては、読替えを適用している第6条第2項中において、法第19条第1号の文言が直前にあり、それに続く表記としましては「同号又は同条第2号」が正しい表記となるため、修正を行うものです。

また、表記を改めたことにより、その後続く利用定員の規定は読替えの必要がなくなるため、削除いたします。

続いて、49ページを御覧ください。

次に、特別利用教育の基準、第36条です。

特別利用教育とは、特別利用保育と逆の場合となります。満3歳以上の児童について、保育認定を受けているにもかかわらず、身近な地域に保育施設がない場合、代わりに幼稚園施設を利用可能とするものであり、こちらも現在、本市において利用の事例はございません。

利用する場合は、施設の利用定員については、先ほどの特別利用保育と同じく、第6条第2項の規定を読み替えることにより、当該幼稚園施設の定員基準を適用することになるため、その旨の読替規定について、文言の修正・補正を行っております。具体的には、第6条第2項中において「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」の表記を「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」に改める規定を追加いたします。

この読替えにつきましては、先ほどの第35条については、（特別利用保育を提供している施設に限る）との読替規定が既にございますが、第36条では同じ趣旨の読替規定がございませんでしたので、今回の改正において追加をさせていただいております。

次に、施設の利用の定数の総数について「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」としており、そのままですと、同号は法第19条第2号を指すこととなります。この条文は特別利用教育の基準であり、幼稚園施設、すなわち法第19条第1号を指さなければなりませんので、「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と読み替える規定を追加するものです。

今回の改正は、いずれも読替規定の不備を補正するものでございまして、特別利用保育及び特別利用教育の基準そのものを改めるものではございません。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） 今、執行部から御説明いただきましたが、質疑のある方、いらっしゃいませんか。ありませんか。

どうぞ、原口委員。

○委員（原口政信君） 難しい、これ。ばたばた、あなた、読んでもさ。もうちょっと具体性、ね。例えば、保育園と幼稚園、じゃあ、この子たちはここでこうされますよというところを具体的に、坂田課長の言い回しでもいいから。ずっと読んで、読みっ放しやったら、どうなっているか、ちょっと理解しきらんちゃんね。もうちょっと具体的に、かみ砕

いて説明してもらえませんか。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今回、この一部改正ですけれども、読替規定の不備を修正するというので、御指摘のとおり、非常に文言だけ見ますと分かりづらい内容になっております。もともとこの条例の中で、先ほどから「第6条第2項」という言葉が何度も出てきておりますが、それをまず読ませていただきたいと思います。

第6条の第2項、ここは正当な理由のない提供拒否の禁止等という条文になっております。これは、いわゆる施設に入所しようとしている子ども、それと、今現在利用している子どもの総数が、その施設の定員を超えた場合については、抽せんもしくは公平な手続、方法によって選考しなければなりませんよという規定になっております。いわゆる私どもが毎月行っております入所調整がこれに当たるわけございまして、定数を超えた場合は、そういう正当な手続に基づいて選考を行わなければならないというのがこの第6条第2項でございます。

この規定をそれぞれ特別利用保育、特別利用教育に読み替えているということになります。どこをどういうふうに読み替えているかと申しますと、まず最初、特別利用保育。これは先ほど申し上げましたとおり、幼稚園に通いたいお子さんがいらっしゃる、通える範囲に幼稚園施設がないので、近くにある保育施設に代わりに通うと。代替施設として通う、これが特別利用保育でございます。この場合、そのお子さんというのは、教育認定を受けたお子さんなわけですけれども、既にその保育施設については教育認定を受けたお子さんと保育認定を受けたお子さんが混在していると。そして、今度入ろうとしているお子さん、これを全部足した総数が、利用しようとしている、この場合でいうと、特別利用保育なので保育施設になりますけれども、その保育施設の定員を超えた場合についても、先ほどの第6条第2項と同じく、抽せんもしくは公平な手続で選考をやらなければなりませんよと、いわゆる定員内で運営してくださいという規定、これが特別利用保育の35条の規定になっているということでございます。

これに対して36条と申しますのは、特別利用教育ですので、今度は保育認定を受けて保育園に通いたいお子さんがいらっしゃるんですが、通える範囲に保育施設がないので、代わりに教育施設である幼稚園を利用する、これが36条です。ですので、この場合であっても、保育認定を受けたお子さん、通いたいお子さんと、その施設に通われている実際のお子さんの総数が、その施設の定員を超えた場合については、やはり同じく抽せんもしくは

公正な方法によって選考しなければならない、これが36条でございます。

内容としては単純なんですけど、読替規定の誤りがあったのでそれを修正しようとして今回一部改正しておりますので、改正文だけを見ると非常に分かりづらい内容になっているところがございます。今、申し上げましたとおり第6条第2項を読み替えて、特別利用保育、特別利用教育に合致するような形で読替えをさせていただいている、その内容の修正が今回の一部改正となっております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） どうぞ、原口委員。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。読んでいく途中で解説をしていただいたらありがたかったなと思います。非常に分かりやすかったんですけど、これ、要は待機児童対策にもなるということですか。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今、申し上げました特別利用保育、特別利用教育ですね。これはどういう場合に適用になるかと申しますと、身近に通える範囲にその施設がないということが前提です。ですので、施設があるんだけど、定数を超えているので保留となっているという場合は該当しません。具体的には、例えば、離島とか辺地とか、そういう施設がもともとないような環境のお子さんについて適用させるものとなっております。ですので、待機児童対策として入れ込むためには、この規定は適用にはならないということになってまいります。

以上でございます。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、私のほうから一つお尋ねしたいんですけど、さっき、筑紫野市は該当がありませんとおっしゃっていましたが、ちょっと読んだら、結局、言われたように、過疎地が対象になるのかなというイメージだったんですけど、法律とこれを見比べたら、ほぼ条文は似ている感じがしたんですが、読んでたら、見比べたら、もうどこ読んでるか分からなくなる感じだったので、あまり差がない感じだったんですけど、法律と違うというか、ここだけは自治体に変えているみたいなどころはあるんですか。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今回の条例の一部改正ですが、冒頭に申し上げましたと

おり、国の基準がそもそもございまして、それを参酌して市の基準についても全く同じ文言で定めることが規定されておりますので、特段、市の特例と申しましょうか、市の措置として入れ込んだ内容というのはございません。国の基準どおりでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。

議案第59号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第59号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、ここで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情・要望第13号、紙オムツ持ち込みによる負担軽減に関する陳情書の件を議題といたします。

本件に関しましては、保育児童課も関連課として出席いただいております。

それでは、事務局より朗読をお願いいたします。

○係長（栗原 忠君） 朗読させていただきます。

陳情・要望等第13号、紙オムツ持ち込みによる負担軽減に関する陳情書。

令和5年10月5日、筑紫野市議会議長、赤司泰一様。

福岡県糸島市二丈武175-3、株式会社ベビーフレンド。

ノナカフミアキ。

1、要旨。

紙おむつを使用している保育園では、保護者が家庭から持込み、園内にて準備を行い、登園及び降園しております。そのおむつには、使用済みおむつを持ち帰る仕組みのため、1枚ずつ名前を記入して持ち込まなければなりません。現場の保育士の方々も、そのおむつを個別に管理しているのが現状のほとんどだと思われます。そのため、紙おむつのサブスクリプションの導入の推進及び導入に必要な費用の補助を陳情します。

2、理由。

1、保育現場に対して、紙おむつのサブスクリプションの導入により、保育士の方々は個別管理の手間を省くことができ、違う園児の使用済み紙おむつを持ち帰らせてしまったなどの保護者からのクレーム防止、精神的及び肉体的負担の軽減につながると考えます。結果として、園児に携わる時間と質の向上につながると思います。

おむつのサブスクリプションの導入に興味はあるものの、保護者に金銭的負担が増えることに対して、ほとんどの保育園様が遠慮ごみであります。保護者に対して、保育園での紙おむつを持ち込まなくてよくなれば、買物に行く手間や回数が減り、なおかつ紙おむつ1枚1枚に名前を書く作業が家庭内でなくすことができます。保育園に持ち込む荷物が少しでも減り、経済的な負担と、子どもを預ける準備の時間を削減できることで、子どもと携わる時間が少しでも増えると思います。

環境への取組。厚生労働省から発表がありました、使用済みおむつを保育園にて回収・処理することを推奨に対しても、保護者の持込みをなくすことで、実施する園が増えていくと思います。使用済みおむつはリサイクルすることができます。

内容。

①おむつのサブスクリプションの導入に係る費用の全額もしくは一部補助。

2、今後の取組予定があるか、見解の返答。

3、ベビーフレンドと、サブスクリプションの内容について協議の場を設ける。以上。

以上となります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

では、この件に関する現状について、執行部から説明をお願いいたします。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） ただいま紙おむつ持込みによる負担軽減に関する陳情書ということで内容の確認があったところでございますが、事務局のほうからは、今現在の市内の公立保育所、それから認可保育所、小規模保育事業所の現状について、御説明のほうをさせていただきます。

現状としまして、まず、公立4保育所がもともと布おむつを利用しておりまして、今現在も布を使用しております。これは、布おむつを使用することによる、いわゆる肌感覚の醸成ですとか、自然なおむつ離れを促すといった保育方針に基づいて、従来より布おむつ使用という形でいっております、そういった経緯もございまして、市内の認可保育所の多くが、その趣旨に賛同して布おむつを使用しているという現状があります。

確かに、この布おむつにつきましては、非常に手間もかかりますし、基本的には汚物を取り除いて、まとめて、週に2回から3回、業者がそれを回収に行くと。クリーニングをした上で使用しやすいように折り畳んだ形でまた納品をしていただくという形で、業務委託という形でやらせていただいておりますので、現状から申し上げますと、現在、布が4保育所も含めて9か所ございます。あと、紙を使用しているというところが7か所ございます。7か所というのは、ちょっと増えてきております。実は、7か所使われている認可保育所の中で、2か所、むさしヶ丘保育園とあけぼの保育園につきましては、昨年度までは布を使用していたと。それを紙に転換しているわけでございますが、その理由といたしましては、むさしヶ丘保育園につきましては、以前から利用していた布おむつの業者が、大雨で工場のほうが浸水、設備が水につかって、従来のような納品が難しくなったということで、納品品質が非常に落ちてきたということで、納品不良ということで、やむなく紙に転換をしていると。

その際に、布おむつの業者を当たったり、ほかで委託を受けている業者をお願いをしたりした経緯はあったようですが、もう手いっぱい、なかなか新規では受けられないということで断られたという経緯もあるようです。

そういったことで、布おむつにつきましては、まず、受ける業者がだんだん少なくなってきたという問題はあるかと思っておりますけれども、現状、4公立保育所を含めまして、多くの保育施設で布を使っているというところが現状でございますので、保育児童課といたしましては、今後のそういった業務委託の推移を見ながら、そこは考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

どうぞ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） まず、この陳情書どおりに紙おむつにした場合、どれだけ経費がかかるのかの試算ですね。それと、それに当たっての、国、県あたりの補助制度。それと、3、環境への取組の中で、使用済みおむつはリサイクルすることができますというふうに書いてあります。リサイクル。現状はできてないけれども、この事業所の案ではリサイクルすることができるということになっておりますけれども、そこら辺分かる点が、情報があれば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 先ほど御説明しましたとおり、市内の施設の多くが布使用ということですので、全体を紙おむつにしたサブスク化した場合の費用というものを具体的な算定というものはしておりません。

ただ、今現在、紙を使われてある施設につきましては、保護者様のほうで、紙おむつ持参、もしくはサブスクを利用するというを選択できるような形にされてあるようでございます。その場合は月額2,000円という形での利用が多い状況となっております。

また、費用についてですけれども、布おむつを使用している施設につきましては、保護者負担はございません。費用につきましては、毎年、市のほうから、保育施設への運営費補助をさせていただいておりますが、その補助メニューの中で、乳児保育促進事業費補助というメニューがございます。その中で布おむつを使用している施設につきましては、限度額80万円ということで補助のほうをさせていただいているところでございますので、そういった費用的な負担は今ないところで運用がされていると、布に関してはですね。というところでございます。

また、リサイクルという話が出ておりますけれども、使用済みおむつですので、いわゆる紙、パルプ素材のリサイクルという観点で書かれてあるんだろうと思います。逆に、布の場合につきましては、汚物除去して、洗濯して、クリーニングして、もう100%再利用するわけですので、布であってもリサイクルには十分寄与している現状があるのかなというふうに認識をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） どちらにするかはまだ検討している段階ということではよろしいですかね。

一応、使っていた側からの案でお伝えしますと、私が通わせていた保育園は布を使っていたんですけど、布は洗って持って帰ってきてくれるんですけど、おむつカバーは自分で購入しないと行かなくて、結局使ったおむつカバーというのが、リサイクルできない。例えば、使ったままになってしまって、使用済みなので、ほかの人に譲れないというふうになってくるので、結局、こっちで処分しないと行かなくなってしまうので、環境からの観点からいくと、布って環境保全なのかなと思うけど、おむつカバーはリサイクルできないので、という観点から、やっぱり紙でもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） ただいま、議員からの御指摘の内容ですけれども、そもそも冒頭に申し上げましたとおり、布おむつを使うことの意義と申しますか、そういった部分ですね。そこを重視して、公立保育所が布を推奨といいますか、全面的に布を使用してきたという経緯がございます。

ですので、そこはもちろんリサイクルの問題でありますとか、厳密に言いますとおむつカバーというのはずっと使用するものですので、それをやはり……、いわゆるお古を好まない保護者の方というのもいらっしゃるでしょうし、現状としては、布を使っておむつカバーは御持参いただいているというのが現状ですので、そこはおっしゃるとおり、そこのお子さんしか使われないという部分はあろうかと思えます。

そこはなかなか、おむつに限らず、お古を利用されることに関する抵抗感とかもいろいろ保護者間でもありますでしょうし、難しいところかなと思えますが、まず、基本的に布を採用している理由といいますのが、保育方針に基づいてやらせていただいている部分がございますので、そうは言いながらも、委託業者がどんどん減って行って、実運用が難しくなってくれば、それもやっぱりかなわなくなってまいりますので、そこは業者の委託の状況などを今後しっかり注視していく必要があるのかなというふうに思います。

あとは、検討課題のもう一つとしましては、今、布おむつにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、乳児保育促進事業費補助ということで補助をさせていただいて、保護

者の負担なしという形で運用をさせていただいておりますが、むさしヶ丘やあけぼののように、やむなく断念した施設というのもあります。そこはやむなく紙を使っているわけですが、要綱上、貸おむつに対する助成とうたっておりますので、紙おむつは今のところこの補助の対象にはしておりませんので、そういったところも検討課題としてはあるのかなというふうに認識はしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、ちょっとお尋ねですけど、紙おむつのリサイクルは、昔は大牟田のほうに大人のがあったと思うんですけど、業者というのは増えてはいないんですか、紙おむつのリサイクル業者は。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すいません、その大牟田のリサイクル業者について十分なリサーチができていませんけれども、距離的な問題もあろうかなというふうには思いません。増えてきているという状況はつかんでおりません。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにありませんか。

なければ……。意見も出尽くしたよう……。はい。

○委員（原口 政信君） これって今、7、9ですか。9が、もう紙おむつに変えていらっしやる……。

○保育児童課長（坂田 浩章君） 布です。

○委員（原口 政信君） あ、布。布が9で、7が紙。自宅が、紙おむつがもうほとんどなくて……。じゃなくて、布おむつなんていうのは、ほとんど自宅がなくなってきて、その影響でだんだんそうなってきて、ただ、家庭は忙しい最中だから、あれのが手っ取り早いんだらうけど……。

保育園とかそういうところは、いろんな子どもの成長、おむつ離れを早く促進したりという教育的な部分を含んでの話なんでしょう。どっちがいいかというのは、よく分からんけど、こういう陳情が出た場合は、よく分からんときがあるんですよね、そこら辺が。

それで、リサイクルは大牟田の埋立地に、確かにリサイクル工場はありますが、そこあたりは、かなり今度は間接的な経費がかかるようなことも聞いております、リサイクルするのにですね。リサイクルするのに経費が結構かかるような話も聞いておりますので、

これは、幼稚園、保育園の方針がそういうことで、おむつ離れが早かったりとかいう実績があったり、そういうふうな情報をきちんと聞いてみないとですね。もう、ただ、どっちがいいかというのは、なかなか判断がつかねるといふところがあつて。

ここからが質問なんですけど、全部、例えば、紙おむつ業者がもう対応できないということ、ほとんどが紙おむつになったといふところであれば、これはもう個人の負担といふことなんですけど、これが助成の対象に、将来は考えていくといふ方針はありますか、何か。全部なつた場合ですよ。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） もういわゆる委託業者が対応できないということになりますと、なかなか布を継続するといふことは難しいと思つたので、その場合は、この陳情の内容にあるようなサブスク化も含めて、経費の部分も検討しながら、代替の措置のほうを検討してまいりたいといふふうにご検討いただいております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 保育士さんの負担とかが、布の場合と紙の場合でどうかといふのをお伺いされたりしているんですかね。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 私のほうからは、各保育施設の園長先生ですとか、保育所長のほうに聞き取りをしているところがございます。もちろん、普通に考えますと、やっぱり布ですと汚物除去というワンステップがありますので、汚物がついた状態で業者が引き取っているわけではございませんので、そういった手間といふのは当然かかってくるだろうと思つた。

ただ、やはりそこは、保育の考え方、方針に基づいてしている部分でございますので、今のところ、それによつて業務過多になつてどうこうといふ話は聞いておりませんし、保護者のほうからも、そういった意義とか御意見といふのは承つてないといふところでお伺いしております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） すいません、昔取ったきねづかで言わせていただくと、紙おむつのほうが交換の回数が減る傾向にあつて、おむつ離れが遅くなる。どうしても、悪いけど、親は変える回数を減らしがちになるので、同僚であつた保育士でさえ、3歳になつて

おむつが離れないって言った人がいたんで、「あなたを変えてあげないからじゃない」って、「よく小まめに見てあげないからじゃない」って言ったことがあるんですけど、布おむつはやっぱり下がってくるとか、様子が分かるんで、変える回数が増えると思うんです。それと、言われたように、肌触りが全然違うというところでは、布おむつのほうが、赤ちゃんにとってはより快適なんじゃないかなと私は思います。

それと、業者は畳んではきますけれど、成長の過程によって当て方が違うので、畳み方を変えるから、保育士さんはその手間は……、3か月の子ともう1歳近い子は畳み方が違うので、それは保育士さんがその場でやっているんじゃないかなと思いました。蛇足でした。

ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、意見も出尽くしたようですので、意見交換を打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第13号につきましては、これをもって周知することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。以上をもちまして、陳情・要望等第13号の件を終わります。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長澤部長がお見えですので、御挨拶をいただきます。あわせて、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、おはようございます。教育部の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御協力

と御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会では、所管事務報告2件、所管事務調査2件についての審査と、終わりましたら筑紫小学校校舎の現地視察について、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、出席しております所管課、生涯学習課職員が自己紹介いたします。よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） おはようございます。生涯学習課長の檜木です。よろしくお願ひいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、所管事務報告、地域学校共同活動事業についてに入ります。

執行部から報告をお願ひいたします。

檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、地域学校協働活動事業について報告させていただきます。

資料のほうを御覧ください。

地域学校協働活動事業について。この事業の目的につきましては、幅広い地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進することを目的としております。

本市では、地域と学校の橋渡し役として活動する地域学校協働活動推進員、以下推進員といいます、を令和5年度から各小中学校に段階的に配置し、地域と学校との連携・協働を推進していこうと考えております。

今年度の取組状況につきましては、7月に令和5年度一般会計当初予算の成立がありましたので、それ以降に、推進員の配置に向けて、学校、コミュニティ運営協議会、教育委員、社会教育委員への説明や連絡・調整を実施しております。

8月に、筑紫野市地域学校協働活動推進員設置要綱を施行しております。こちらの要綱につきましては、別紙として2ページ以降に添付しております。

11月には、学校関係者、教育委員、社会教育委員等を対象に、外部有識者を講師とした研修会を実施しております。

次に、推進員の配置状況につきましては、11月に推進員として2名に委嘱を行い、筑紫野中、筑紫東小学校に配置しております。

そのほかの令和5年度配置予定校、筑紫野南中、原田小、阿志岐小、吉木小、二日市東小についても、配置に向けて調整を行っているところです。

令和6年度からの推進員の配置に向けて、学校やコミュニティ運営協議会等との意見交換を行っていく予定としております。

今後の動きにつきましては、推進員の配置に向けて、社会的な信望があり、熱意と識見がある方を各小中学校に配置できるよう、引き続き、学校コミュニティ運営協議会等と協議しながら進めてまいります。

地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、学校やコミュニティーの関係者等を対象とした研修会を適宜実施してまいります。

地域学校協働活動の意義や重要性を周知するため、市のホームページや広報紙等を活用し、普及啓発に努めてまいります。

以上で、この事業について報告を終わります。

○委員長（西村和子君） 今、御報告いただきました。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。ないですか。

じゃあ、私のほうから先に。その間に考えてください。

今、人選された、就任されている方は、社会的信望がある方とか、様々な条件で人選されたと思うんですけど、どういう経歴をお持ちの方なんでしょうか。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 現在、配置されている筑紫野中学校と筑紫東小につきまして、説明させていただきます。

筑紫野中学校は、元PTA役員の方であるとともに、元教育委員であった方が就任されております。

筑紫東小につきましては、元PTA役員の方で、現在は非常勤講師としても筑紫東小学校で働いていらっしゃる方が推進員も兼任するということで、委嘱をしております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○生涯学習課長（檜木理恵君） ありがとうございました。

○委員長（西村和子君） それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、部活動の地域移行についてに入ります。

本件について、執行部から報告をお願いいたします。

ごめんなさい、職員の紹介を忘れておりました。紹介をお願いいたします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に変わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） おはようございます。学校教育課長の高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） おはようございます。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） おはようございます。学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、所管事務報告の部活動の地域移行について、お配りしております資料の1ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） はい、すみません。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、学校部活動の地域移行について、概要ですけれども、御説明いたします。

まず、この背景として、学校部活動は、その教育的意義から学校教育の一環として行われ、教員の意欲や熱意に支えられ運営されてきました。少子化や教員業務の増加、教員不足が一層進展する中、現行体制での維持が困難となっております。

国は、学校部活動の地域連携並びに地域主体によるクラブ活動への移行について、地域

の実情に応じて、可能な限り早期に取り組むよう方針を示しているところです。

国が示す方針としては、抜粋にはなるんですけども、1点目として、学校部活動を学校から段階的な切離しを行うということ。教員の部活動への関与について整備、部活動指導員や外部指導者の確保など。それから、教員の休養日の確保。

それから、2点目として、新たな地域クラブ活動ということで、受皿の確保を求めています。関係者を集めた協議会など、体制の整備、生徒の活動の場としての地域クラブの整備、困窮家庭への支援などが考えられます。

地域移行に向けた環境整備、三つ目として、持続可能な環境の一体的整備ということで、子どものスポーツ・文化芸術活動の最適化、体験格差の解消、休日における地域の環境整備、移行から推進し、段階的な整備を進めること。令和5年度から令和7年度を改革推進期間として、可能な限り早期の実現を目指すこと。大会参加者、参加資格の見直し、全国大会の在り方を見直しなど、こういったことを課題として挙げております。

当面の取組方針の案としてですが、一つ目に、方針検討のための調査の実施。関係各課において、運営団体、実施主体、受皿となり得る関係団体等の洗い出しを行うとともに、当該団体への意向調査等の実施。現在、関係各課において、受皿となり得る関係団体の洗い出しを行っています。

2番目に、検討すべき事項や課題の整理、持続可能な取組とするために整備すべき事項や課題などの整理を行っています。

協議会の設置。1により抽出した関係団体を中心として、委員構成の検討を行い、令和6年度に設置及び協議会を開催する予定としています。協議会の中では、想定しております協議事項として4点、学校部活動の地域移行に係る実施方針に関すること、学校部活動の現状把握と課題整理に関すること、子どものスポーツ・文化活動等に係る持続的な環境整備に関すること、このほか学校部活動の地域移行の検討に関することを市として最適な運用、実施方針の決定、こういったものを行っていきたいというふうに思っております。

現段階では、市の内部で関係各課とそれぞれがつながっている団体さんと、こういう状況にあるということの共有、こういったところから始めておまして、来年度、協議会を開いていくのに向かって、今、準備を進めているというところになります。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） これは市の考え方というよりも、文科省の指導要領の中で、トップダウンで下りてきているんですか、これ。そこをまず伺います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） これは国が示している方針でありまして、国の方針に基づいて、県のほうからガイドラインということで、どのような手順で進めていくのかというところが下りてきているというところになります。それに従って、筑紫野市ではどのような課題があるのかというところを整理していかないといけないと思っています。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 外部指導者あたりが指導していくというような形になるんですけど、その獲得方法。それと、過去からずっと、ここ数十年、体育の部活のほうは、この先生が来たら強くなったとか、弱くなったとかいう話で、ずっと保護者のいろいろな問題があったのは重々承知しているんですけど、問題は、いわゆる一般の方々が指導して、中体連のときは学校がするでしょう、中体連は。中体連のときに、じゃあ、その外部指導者の人が行って、監督とかそういうのができるのかどうかと、あと、運営上、例えば、中学校の部活だったら、体育のほうで分かれていますよね、きちっと。担当はどこがする、誰がするという、先生たちも含めて。そのときに、社会の、指導の先生たちだったら、なかなかそこに入り込めないんじゃないかなという心配がね。中体連をどうするのかという問題も出てくるんじゃないかなという気がしているんですけど、その辺どうですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） そういうところもやっぱり問題なので、中体連の側でも、今年度からクラブチームの参加も認める競技もありまして、必ず学校の先生が顧問でないといけないというところではなくってはいらるんですけど、そういったところと併せて変えていかないと、地域移行というのが難しいのかなというふうに思っています。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） ということは、部活そのものは地域の方々が指導して、それもオーケーで、中体連のときは、その中学校の顧問としては位置づけられるんですか。全ての部活に先生が、顧問としては。指導者ではなくて。どうなんかな、そこは。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現段階でということですか。

○委員（原口政信君） 現段階で。

○学校教育課長（高木美智子君） 現段階では、今、やはり部活には顧問の先生が配置をされている状況です。ただ、こここのところを……、それが多分、一番、先生たちとしては厳しいところ……、やったことない競技とかに顧問として配置されるとか、そういったところがやはり一番苦しいところだと思いますので、そこに外部指導者がつくというようなことができればいいと思うんですけど、全ての競技においてできるかどうかというのは、これからマッチングが必要かなと思います。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 問題は、やっぱり、ほら、しっかり部活動して、中体連とかそういうところに、希望を持って一生懸命取り組んでいる子どもたちが、スムーズに競技に参加できるように、大人のちょっとした考え方を少し変えて、顧問の先生と地域の指導員の方々の連携をきちっとして行って。何回かうまく行ってないという話も聞いたことがあるんですが、そこら辺を市教委も少し調整をちゃんとして行って、スポーツ振興課と同時進行でですね。外部指導員はスポーツ振興課のほうになろうと思いますけど、学校教育課になるんですか。所管がですね。

外部指導員と、いずれにしてもその顧問の先生と、そして、問題は子どもたちがきちっと参加ができて、そしてやっぱりスポーツに対する嫌気が差さないように、将来的には高校、大学と、今からつながっていく中学校あたりが一番大事なところだからですね。その辺をきちっと市教委も管理していかないといけないですよ。その件についてどう思われますか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 初めに聞かれました、外部指導員はうちなのかというところもあるんですけど、文化・スポーツ振興課とも連携を取って、市としてどのように子どもたちの部活動を行っていくのかというところは、方針を定めていながら、子どもたちにとって持続可能な部活動になるような形をつくっていかないといけないかなと思っています。

○委員（原口政信君） はい、それでよろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） どうぞ、副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 学校の部活動の、外部指導員の部活の種類というかですね。何か、イメージ的にはスポーツ系のばっかりな感じなんですけど、何種類かあると思うん

ですが、それを教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 現在ある部活が、運動部のほうが21種類。これは、バスケ男子、バスケ女子とかいうふうに、1、1で数えた場合ですね。運動部が21種類と、文化部が5種類、5部。吹奏楽とか、そういったところがございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、ちょっと分からないことがあったのでお伺いしたいんですけども、この国が示す方針の中で、1番目の、学校部活動の1番目ですね。教員の部活動への関与の、兼業というのがどういう意味かというのをお尋ねしたいのが1点と、その次の、新たな地域クラブ活動の3番目の、困窮家庭への支援という文言が出てきますけども、これがこの中でどんなふうに関わっているのかというのをお尋ねします。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、兼業についてですけれども、中学校の先生の中にも、部活を積極的にやりたい、指導をやりたいという方もいらっしゃるしまして、そういう方が、地域移行したときに部活の指導者もやりたいということであれば、兼業の申請をしていただいて、指導に当たっていただいた部分に対して謝礼を支払うような形もできますよということなので、そこのところも考えないといけないかなというところなんです。これが兼業についてです。

困窮家庭への支援というのは、これは全体的に費用負担をどうしていくかを考えたときに、保護者が負担する分があるのか、市が全部負担するのかとか。そういった中で費用負担について考えるときには、困窮家庭の子に対する支援をどうするのか、そこも併せて考えていくという……、だから、どのような形でそういう費用負担をするのかというところも、重要なポイントになってくるのかなと思っています。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

原口委員。

○委員（原口政信君） ほら、外部指導者を部活に入れるときには、ボランティアティーチャーとして、私の記憶が正しければ、生涯学習課の横のボランティアティーチャー、あそこに申請をしたら、幾らかもらえると、時給をですね。その申請は、あそこに今でもし

なければいけないんですかね。

○委員長（西村和子君） 長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） ボランティアバンクですね。部活の外部指導者を探すときにボランティアバンクのほうに相談して、適任な方はおられませんかと、紹介していただいた場合は、現在は全て無償化の取扱いになっています。

○委員（原口政信君） 登録だけ。

○教育部長（長澤龍彦君） はい、そうですね。登録していただいて、あと基本的には無償で支援・指導をしていただくといったところで、今、そういうふうな取扱いでやらせていただいております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、私のほうからいいでしょうか。まだ課題がたくさんあって、検討をこれからされるという段階だと思うんですけど、決まっていなとなかなか前に進まないんじゃないかと思うので、具体的にリーダーになってくださる……、リーダーというか、ティーチャーになってくださる方を探し出すのがいつからかということと、全部移行を達成しようと思うのはいつ頃というふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、先ほど説明いたしましたように、令和6年度に協議会を設置して、関係者の意見を聞きながら市としての最適な方針を決定していくということではあるんですけども、並行してといいますか、それに当たっても、どういった地域の人材、どういう方がいらっしゃるかというのは、各課それぞれ持っている情報がありますので、そういったところを連携会議をしながら、そういう指導していただける方ほどのぐらいいるかという把握をしていかないといけないと思っています。競技によっても状況が違いますので、令和8年度、実施できる競技から移行していけるように、担い手になってくださる方の研修の在り方とか保険など、いろいろ整理しなければならない課題がありますので、そこを目指していきたいと思っています。

○委員長（西村和子君） 文科省のほうから、いついつまでに実施しなさいというようなことは示されてないんですか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和7年度までを改革推進期間ということで、できるところから、令和8年度、進めていくというような、やんわりしたガイドラインになって

いるというところです。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

そしたら、所管事務調査、ICT教育についてに入ります。

執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、所管事務調査ということで、ICT教育の推進については、資料2ページになっております。

今年度、小中学校のICT教育については、各学校のICT活用教育担当の先生を中心として、授業の中でのICTの効果的な利活用について研究を進めていただいているところです。

また、並行して情報モラルに関する指導を充実させながら、子どもたちがICTを適切、安全に使いこなすことができるよう、情報活用能力の育成にも取り組んでおります。

それでは、ICT教育に関連して、事前にお尋ねがあった事項について、御説明します。

まず、調査事項と書いてあるところ、1番目の機器についてです。

（1）教師用の端末についてですが、先生の校務用のパソコンが古いという御意見は、私たちが把握をしております。現在、校務支援システム導入に向けた取組と併せて、校務を行うネットワーク環境の見直しを検討しています。その中で教師用端末の在り方についても、現場のニーズを踏まえながら検討を行っているところです。

次に、（2）児童生徒用タブレットの①更新時期についてです。このタブレットは、法定耐用年数が4年であることが更新時期の目安の一つとされています。本市の端末は現在、導入から3年度目ですが、現時点ではバッテリーの目立った劣化も見られないことから、所管課としては、導入から4年度を経過した令和7年度以降の端末更新を目途として検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、②の予備機です。現在、予備機は学校教育課で一括して保有してありまして、破損や不具合が発生した際に、学校教育課職員が予備機との交換対応を行っております。学校に予備機を配付した場合、予備機の端末の管理業務が発生することにより、教職員の負担増となることが想定されるので、現在の運用を継続したいと考えています。

ただし、対象の児童生徒が端末を使用できない期間が発生しないよう、迅速な対応に留意してまいります。

次に、③のフィルタリング機能ですが、児童生徒タブレットにはフィルタリングソフトが導入されております。そのため、ユーチューブ等の動画サイトにはアクセスできない仕組みになっています。その他の有害サイトにもアクセスできないよう制限していますが、危険を未然に防止する対策だけでなく、違法性や危険性を察知し、ルールを守りながら、安全にインターネットを活用するための情報モラル教育は最重要であると考えております。

次に、(3) 電子黒板ですけれども、現時点では配置の計画はございませんが、学校の意見を聞き、優先度を検討しながら、必要に応じて導入することで、ICTを活用した授業がより効果的になるものと考えております。

2番のICT活用についてですが、1番、やむを得ず登校できない児童生徒のための授業のオンライン配信ということで、入院などでやむを得ず登校できない、また不登校などの児童生徒のための授業のオンライン配信については、ほとんどの学校で実施している、または実施の準備が整っている状況でありまして、教職員に配付している学習系指導者用端末等を活用して、オンライン配信に取り組んでいるところです。

なお、実施に不安がある学校については、引き続きICT担当職員による技術的助言を行ってまいります。

(2)のタブレットの持ち帰りについてですが、各校の実情に合わせて取り組んでいるところですが、単に頻繁に持ち帰ることを第一義とするのではなくて、まず一つ目に、一斉休校などの非常時にも学びを止めないための手段としての位置づけ、それと、タブレットを使用する場面を精選しながら活用していくこと、こういった二つを念頭に置いて、持ち帰りを各校において検討を実施していただいております。

3番の学校支援についてですが、タブレットの更新、Windowsのアップデート作業については、毎年、夏季休業中に実施しておりましたが、今年の夏から、教職員による作業を行わないこととしております。休日や夜間などのタブレットを使用しない時間帯に、自動で更新作業が行われる仕組みの構築を検討しております。

次に、(2)通信環境についてですが、昨年度の授業で強化してきており、改善されておりますが、無線通信の性質上、不安定な場面や電波の届きにくいエリア等が発生することがあります。学校からの報告や相談をお聞きしながら、担当職員による調査を行って、個別に対応し、改善を図っております。

最後に、(3)の相談体制ですけれど、現在はICT担当職員が電話・メールによる問合せ対応及び学校を訪問して相談対応を行っております。しかし、より迅速に対応できるように、ICT支援員の体制強化を検討しております。

また、各校のICT担当教員と学校教育課のICT担当職員をグループとしたコミュニケーションツール、チームスというのを使って、連絡や情報共有をパソコン上で容易にできるようにしております。

ICT教育の推進について、お尋ねがあった事項について、御説明は以上です。

○委員長(西村和子君) すいません、最後の情報共有のところは、ソフトは何ておっしゃいましたか。

○学校教育課長(高木美智子君) チームスというのを使って……。

○委員長(西村和子君) チームスね。ありがとうございました。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。ないですか。

吉村委員。

○委員(吉村陽一君) この中の、機器についてというところで、3番のフィルタリング機能のことなんですけども、ユーチューブとか、そういったのをアクセスできないようにこの端末はされているかと思うんですが、恐らく家庭の中では、もうほとんどの家庭がユーチューブを見たりとか、いろんなサイトに子どもたちは触れているということになっていると思います。情報モラルの教育であれば、やっぱり家庭の実情がどうなっているかというところで、この端末はアクセスできないようになっているからというところで目をつぶったような形にならないように、子どもたちが日頃の家庭の中でこういった情報に触れている、それをどういうふうに感じて使っているかをしっかり把握して、指導していただけたらと思います。

○委員長(西村和子君) ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員(檜木孝一君) 確認でございます。2のICT活用について、やむを得ず登校できない児童生徒のため、入院とか不登校の場合でございますけども、実施または準備が整っている状況。タブレットの持ち帰りは、各校の実情に合わせて取り組んでいるということなんですけども、各校で不登校、入院の子どもがあった場合は、持ち帰りはオーケーといったことでいいんですよね。ありがとうございます。

それとですね……。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○委員（檜木孝一君） すいません。ICTでいろいろと事業を推進しておりますけども、このときの国、県、市の費用負担を教えてください。

以上です。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

○委員長（西村和子君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 児童生徒用のタブレットの機器については、国が3分の2を負担して、残り3分の1が市の負担となっています。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） タブレットの破損になるんですけど、今、個人で保険に入られていると思うんですよね。それで、破損したときに、故意というか、その範囲もちょっと分からないんですけど、個人の保険に入られて修理をするというのを聞いたんですけど、例えば、個人の保険に入っていない方の対応はどういうふうな考え方とかというのはありますか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） タブレットの破損とかの修理に関しては、基本的に市で行うようにしております。

ただし、もう明確に意図を持って破損させた場合に限っては……、学校での聞き取りでそういうところが明らかであれば、その分だけは保護者に御負担はいただいているんですけど、それに関して、保険をかけてあるところもあります。保護者の判断ですね。PTAの保険であったりとか、そういったのに入ってある方もいらっしゃいます。基本的には、市で修理を行います。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

なかったら、2点ほどお尋ねしたいんですけど、補正予算で修理代が入っていたと思う

んですが、その内容についてお尋ねしたいのと、今、インフルエンザが大流行してて、学級閉鎖が驚くほど多いと思うんですけど、そのときに持ち帰って授業をすとか、活用すとかということは、どんな状況になっているでしょうか。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、修繕ですけれども、9月の末時点で72台の破損、不具合が出ていたので、それを基に、1年間分の破損の見込みを出しまして、当初予算ではちょっと足りない分を増額補正しております。

それと、2点目の、インフルエンザの休校などでオンラインの授業をしているかというところですが、1校1校聞いてはいないんですけど、恐らくインフルエンザで2日ほどの学級閉鎖であれば、オンラインの授業というふうにはしていないと思います。学級閉鎖なので、授業をしないで休むというところですね。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、ありがとうございます。質疑を打ち切ります。

そしたら、ここで休憩したいと思います。ありがとうございます。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、障害者差別解消法にある合理的配慮に基づく公共施設での対応についてに入ります。

それでは、嘉村部長から職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 健康福祉部の嘉村でございます。

生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長をしております虫明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

長澤部長、お願ひします。

○教育部長（長澤龍彦君） 教育部のほうも関連がございますので、文化・スポーツ振興課の職員が出席をしております。職員が自己紹介をいたします。よろしくお願ひいたします。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 文化・スポーツ振興課長の松木でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化・スポーツ振興課文化振興・図書館担当係長の前田といたします。よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

それでは、虫明課長のほうからよろしいですか。お願ひします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、資料に沿いまして御説明をいたします。

資料のほうですが、健康福祉部のほうから提出しております令和5年第6回筑紫野市議会定例会、文教福祉常任委員会説明用資料、こちらのほうで説明させていただきます。

ページは5ページからになります。

障害者差別解消法にある合理的配慮に基づく公共施設での対応についてということで、1番、職員に対する合理的配慮の実績について。これは生活福祉課所管として、これまで行ってきた、実際実施している事業についてでございます。

①といたしまして、筑紫野市職員対応要領、これは初め、平成28年の4月に作成をしております。

別紙を御覧ください。6ページ、7ページでございますが、こちらに、この対応要領の抜粋をしたものをおつけしております。障がい別の合理的な配慮の考え方とポイント・事例について、主な内容として掲載をしているものでございます。

ページを戻っていただいて、5ページになります。

こちらのほうの要領を作成いたしまして、現在、庁内のグループウェアのほうで公開しているものでございます。

②職員人権研修の開催についてです。こちらは、人権尊重のまちづくりの推進のため、毎年実施しているものでございます。同和問題、高齢者など六つのテーマに分けて実施をしているところですが、そのうち障がい者の問題については、生活福祉課のほうが企画運営に入っておりますので、こちらのほうを上げさせていただいております。この研修の中で、障害者差別解消法の趣旨と概要について啓発を行っているものでございます。

3番目といたしまして、筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会の設置についてでございます。こちらは、目的といたしましては、情報共有とネットワーク化による事案対応力の向上として、行政や関係機関、法律家など障がい者に関わる機関、事業者など30名で組織をして、会議を開催しているものとなっております。

続きまして、2番目に今後の対応についてでございます。

まず、1番目といたしまして、先ほど御説明いたしました要領、こちらの再周知を図りたいと考えております。課等の長に対し、周知徹底の依頼をするものでございます。

そして、2番目といたしまして、庁内のグループウェアで実施の呼びかけ、これを定期的に職員に対して行っていくといったところで、この要領ないし、法の趣旨を職員が理解し、実践していただくといったところで進めていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） 質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 文化会館のエレベーターがないことについて、公共施設のエレベーターの配置について聞かれたので、ちょっと事務調査で出させていただいたんですけども、どういった、今来られたときに対応されているのかというのもお伺いしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 文化会館でございますが、現在エレベーターがございませんので、もし身体的な事情でサポートが必要な方がいらっしゃいましたら、スタッフで、過去には2階に移動する際に車椅子を抱えて移動をサポートしたというような事例がございます。ただ、利用される方の安全を第一に確保したいと思っておりますので、できるだけ人手をかけて対応したいと思っております。そのために、事前に御相談をお願いする場合があるということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、それはもう文化会館に……、どのぐらい対応というんですか、ちょっと2階に上がりたいですという依頼というか、そういったのがあつてるかというのをお尋ねしてもいいですか。

○委員長（西村和子君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） これは私が把握している限りということなんですけれども、過去には一度そういうことがあったということを職員から聞いております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、私も気づかなかったんですけど、文化会館に何かエレベーターがないのってどうかなと、ちょっと今、驚いたとこなんですけども。2階に上りたい方は職員に申し出てくださいと。どうしてもそういったときはあるかもしれないんですけども、逆に介助される側としては、何というんですかね、職員さんにわざわざ車椅子を抱えて2階まで上げるとか、そういったのをしてもらおうというのを物すごくちゅうちょされたりとか、ちょっと自分が迷惑にならないようにとか、そういった気持ちは恐らく持たれるんだろうと思うんですよね。なので、過去に1件しか相談がなかったかもしれないんですけども、それは相談できなかったかもしれないというところも考えられると思うので、やっぱりそういったところは、しっかりニーズの把握とかというところをしていただきたいと思うんですが、そういったところについては、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（西村和子君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 今、吉村委員おっしゃったように、利用者の方はなかなかサポートについて言い出せないという場面もあると思います。文化会館に関して言いますと、今、筑紫野市の文化振興財団が指定管理者で管理運営をしておりますが、月に1回、業務調整会議という会議を文化・スポーツ振興課と行っております。この中で、1か月のうちにいただいたいろいろな利用者の御意見、それから時々トラブルもございませけれども、そういうものの情報交換をして、対応をどうしようかというのを検討しておるところでございますので、今のような視点を文化振興財団の職員にも浸透できるように、これから業務調整会議などを通じて、利用者の方にそういう心理的な障壁を与えないような対応をしていきたいと思いますということを私のほうからもお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） これは利用される方に、例えばアンケートじゃないですけど、そういった御意見お寄せくださいみたいなのは設置してあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 催物があったときのアンケートというのは取っておりますが、そのアンケートはイベントの内容に関するものが主になっておりますので、これから施設に関するアンケートというのも指定管理者と協議をして提出ができるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 相談先が分からず私に言ってきたんだと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、職員が入れ替わりますので、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

嘉村課長のほうから職員の御紹介をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、保育児童課から参っておりますので、自己紹介いたします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課、課長の坂田と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 同じく保育児童担当係長の中村と申します。よろし

くお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

それでは、本件について説明をお願いいたします。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育所等運営事業者の選定状況について御説明をさせていただきます。

資料の8ページを御覧ください。

今年度より待機児童解消のための施設整備に伴う運営事業者の公募を実施しているところですが、その進捗状況について御報告いたします。

まず、公募を行う保育事業の内容についてです。

一つ目としまして小規模保育事業、19名以下の定員にて、ゼロ歳から2歳児の保育を行う特定地域型保育事業の一つとなっております。令和6年4月1日からの開設を予定しております。なお、同様の施設といたしまして、今年度よりキッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園の2施設が開設されております。

二つ目は認可保育所、150名以下の定員にて、ゼロ歳から5歳児の保育を行う認可保育所となります。こちらは令和6年度に施設整備を行い、令和7年4月1日から開設を予定しております。

次に、運営事業者の選定状況について御報告いたします。

一つ目の小規模保育事業ですが、令和5年8月1日から8月23日の期間において申込書受付を行い、4事業者から申込みがあったところです。書類審査の後、令和5年9月12日に選定委員会において2次審査。具体的には、事業者からのプレゼンテーションに基づく選定を行い、運営事業者を決定しております。

事業者名、筑紫ガス株式会社。施設名、のどか保育園。設置箇所、筑紫野市二日市中央2丁目10-15。令和5年9月1日より認可外保育所として運営中の施設となっております。今後、令和6年4月1日からの開設に向けて、認可申請に基づく審査及び施設要件等の現地確認を経て、認可化を予定しております。

二つ目の認可保育所ですが、令和5年10月10日から11月10日の期間にて申込書受付を行い、7事業者から申込みがございました。現在、書類審査を行っており、12月中に選定委員会における2次審査の実施及び運営事業者の選定を予定しているところです。令和6年度から令和7年度にかけての施設整備について、スケジュールに遅れが生じないように、し

っかりと進捗管理を行いながら進めてまいります。

以上、保育所等運営事業者の選定状況についての御報告となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいますか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） この運営事業者の選定状況についての2番になるんですけど、認可保育所のところですね。現在、認可外保育所として通われている方は、4月から認可になった場合はそのまま通い続けることができなくなるかもという方がおられて、ちょっと心配をしています。入所時に認可申込みをするというようなことの説明などは、そのときにきちんとなさっていたんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） その件についてですが、先ほど御説明しましたとおり9月1日から認可外保育所として運営をされておりまして、今現在、定員19名ですが、そのうち10名のお子さんを預かってあるというふうに筑紫ガスのほうからお聞きをしているところでございます。

なお、現在、保育を受けているお子様10名につきましては、入園の手続の中で、来年4月からの認可化を目指している。つきましては、認可化がかなった暁には、市の入所基準の適用がなされるのでというところで、その方の保育の必要性によっては継続して通えない可能性があるというところの説明を踏まえた上で入所していただいているということで、事業所のほうからの説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） せっかくでございますので。選定状況について、①のほうはもう既に選定ができております。したがって、②の認可保育所は7事業所から申込みがあつておる部分でございますが、プロポーザル方式による選定ということになりますですかね、本件はですね。そうであれば、一番の審査のポイントといいますか、審査するに当たって一番大事にしていることですかね。それは、どういったことで審査に当たつてあるのかというのをお尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 2次審査の選定につきましては、プレゼンテーションの内容を踏まえてということで、7名の委員に選定委員会のほうを構成していただいて、プレゼンテーションを経ての審査という形でお願いをしております。

具体的には、運営理念ですとか応募の動機、設置地域、施設の状況、職員配置、保育方針などの項目ごとに採点を行いまして、最も多くの得点をした事業者を候補者として選定する予定とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

じゃあ、私のほうから一つお尋ねします。これで、今から生まれてくるお子さんはちょっと分からないところがあると思いますけれど、待機児童は解消されるというふうに理解しているのかということ……、令和7年度からですね。6年度はそんなに増えるわけじゃないと思うので。それと、待機児童が解消される見込みだというふうに考えていいかどうか、お尋ねいたします。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今年度から来年度にかけての施設整備でございますけれども、今年の4月1日に公表されております待機児童数が16名ということで御報告をさせていただきました。

ただ、こだわり待機の部分も含めて潜在的な待機児童が130名程度おられるという報告の数字も踏まえまして、来年度、19名以下の小規模、それから再来年度、150名定員ということで施設整備を計画的に推進していくという計画にしております。もちろん、今後の保育の申込みの状況にもよります。今年度から入所申込みのやり方を変えたことによりまして、保育の申込み自体がやっぱり増えてきております。ですので、そこは施設整備と併せて状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

現段階の施設整備の考え方としては、それをもって待機児童ゼロを目指すということの計画となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よかったなと思う一方、もうちょっと長期に見ると、少子化がもっと進むケースも考えられると思うんですけど、5年後あたりまでのことを考えると、ひょっとしたら定員に満たないということが考えられるのか。今後、どんなふうに増やす

のか、現状維持なのか、ちょっと定員不足になる予想なのか、そこら辺、5年ぐらい先のことは予想ができるのでしょうか。

課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 児童数、出生数につきましては、先ほど御指摘のとおり徐々にちょっと減ってきている、少子化が進んでいるという状況はございます。ただ、入所申込みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、前年度比でちょっと増えてきている状況がございますので、国のほうも誰でも通園制度ですとか、そういった様々な施策を通じて、極力預けやすいようにというふうな施策を推進している側面もございますので、全体の少子化が進みながらも保育の需要は高まっているというところをしっかりと見据えながら、今後の施設整備については考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

それでは、休憩に入りたいと思います。再開を13時からとしたいと思います。よろしくお願ひします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴議員が1名加わっておりますので御報告いたします。

それでは、事務事業調査、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種事業についてに入ります。

まず、部長から職員を紹介していただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、健康推進課から職員が参っております。自己紹介をいたします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願ひいたし

ます。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

○健康企画担当係長（吉田聡子君） 同じく課健康企画担当係長の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、報告をお願ひいたします。課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課より高齢者肺炎急患ワクチンの接種事業について御説明いたします。お手元の資料の4ページを御覧いただきたいと思ひます。

資料の御説明をいたします。資料の1番、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成についてでございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンは平成26年度に定期接種として位置づけられました。対象者はこれまで一度も23価の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない市民で、次のいずれかに該当する方となります。まず、今年度中に65歳以上を迎える方、すなわち65歳以上の方全員が対象となります。また、60歳から65歳未満の方につきましては、予防接種診断基準を満たすと医師が判断する方が対象となります。具体的には、心臓、腎臓、呼吸器、免疫のいずれかの機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ場合となります。

助成回数は1人1回のみ、市の助成後の接種費用、自己負担額は3,000円となります。ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は自己負担額が無料となっております。

次に、資料の2番、補助の実績についてでございます。平成元年度からの実績をお示ししています。令和元年度から令和5年度11月末現在まで合計で2,815件となります。参考としまして、令和5年11月末現在で65歳以上の方は約2万8,700人、このうち助成を受けたことがある方は約1万3,600人、約47%の方が助成を受けられたという結果となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 資料をありがとうございます。今回の事務調査は私が出さ

せていただいたんですけども、所管事務調査要求書に目的を書かせていただいたので、それを読ませていただきます。

定期接種対象者は65歳の者とされていたが、定期接種導入時66歳以上の者への接種機会を確保するため、各年度、70歳から100歳の5歳刻みの節目年齢になる者に5年かけて順次対象とする経過措置制度が設けられました。しかし、経過措置の1巡目の終了の際に接種率が十分ではなかったこと——そのとき40%ぐらいだったんですよ——、2巡目も実施することとなった経過措置が今回令和5年度までとなっています。

経過措置が終了する令和6年度以降は65歳のみが定期接種の対象となる見込みです。経過措置終了後は65歳で接種を受けなかった人の受け皿として独自助成を活用される方がこれまでより増えると予想されます。現在、65歳以上に実施している独自助成を継続できないかということで、今回、調べたところ見込みということだったんですけども、今回47%ということで、40%に比べれば若干伸びてはいますけれども、まだまだ接種されていない方がいるのではないかと思います。ぜひ、これを継続してできないかということで今回所管事務調査として出したんですけども、このことに関してどういった考えがあるかをお尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 経過措置については、一旦令和5年度末、6年3月31日で終了ということになっておりますが、国のほうでこの経過措置がどうなるかという方針がまだ決まっておりません。そういう状況ですので、国の決定を受けてから市の方針を検討してまいりたいと考えております。

○副委員長（坂口勝彦君） 国の時期的なものは全く分かりませんよね。

○健康推進課長（毛利早希君） 時期的にいつというのは定かではありませんけれども、前回、経過措置が延長となると決まったのが年明けであったと聞いております。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、どうもありがとうございました。

次は、所管事務調査、コロナワクチン接種後の健康被害申請件数について説明をお願いいたします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） では、健康推進課より、コロナワクチン接種後の健康被害申請件数について御説明をいたします。お手元の資料では3ページとなります。

まず、予防接種後の健康被害救済制度の概要から御説明をいたします。

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、病気になるったり障がいが残ったりといった健康被害が起こることがございます。そのため、予防接種による健康被害が生じた場合には救済を受けることができるよう、予防接種法に基づき救済制度が設けられております。救済制度においては、市の予防接種健康被害調査委員会及び国の審査会における審査を受け、ワクチンの接種による健康被害と認定された場合に、医療費や医療手当などが給付されることとなっております。

それでは、資料の1番を御覧いただきたいと思います。資料の1番、予防接種健康被害救済申請についてでございます。

令和3年度から令和5年11月30日までの間で、健康被害の申請件数は14件ございました。14件のうち3件は市の予防接種健康被害調査委員会において健康被害に該当しないとの判断がなされたもの、また、2件は令和6年1月に審査予定となっているものでございます。そのため、国への進達件数はこれを除いた9件となっており、うち7件は国の審査により健康被害と認定されました。残り2件につきましては、まだ審査結果がおりておりません。

次に、資料の2番、健康被害の状況についてでございます。健康被害として認定されたもののうち疾病の例といたしましては、アナフィラキシー様症状、急性アレルギー反応、急性心膜心筋炎などがございます。

次に、資料の3番、給付についてでございます。健康被害との認定を受けた7件については、既に給付済みとなっております。ただし、うち2件については治療継続中のため、これまでの医療費、医療手当の給付は済んでおりますが、今後、医療費が発生した場合は追加の請求がある可能性がございます。

給付の基準について、一部を御説明いたします。

医療費は、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分を給付するものでございます。医療手当は令和5年度の基準をお示ししております。通院や入院の日数に応じて、それぞれ月額給付額が定められております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。報告をいただきましたが、質疑のあ

る方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 健康被害について、この主な疾病というのは一時的なものが多いのかというのがまず1点と、県のほうを一応確認しましたら、国への進達件数が福岡県で398件でした。極めてまれとおっしゃいまして、本市は14件ということなんですけども、この数字をどう捉えられているのか、教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、症状についてです。アナフィラキシーショックなど一時的なものもあれば、ある程度症状が続いて、何か月かにわたって治療をされて治癒された例もございますし、認定を受けていまだ治療を継続されている例もございます。

この進達件数をどう捉えるかというところでございますが、全体の接種の回数、件数が、今まで最も多く受けられた方は7回受けていらっしゃる。接種の対象は、今、生後6か月以上の方になりまして、それだけの方が受けていらっしゃるということになりますので、何十万件のうちの市の健康被害が14件ということですので、まれであると捉えています。

○委員長（西村和子君） ほかに御質問、質疑はありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 健康被害調査委員会ですかね、大体どういった内容のことがこの中で話し合われているんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、健康被害に該当されるかどうかですね。健康被害の調査委員会の委員さんには医師の方も入っておられますので、医学的な面から見て通常の副反応の範囲内であるのか、それとも健康被害に該当するほどの症状であるのかといった審査をしていただきまして、そこで健康被害に該当するという認定がございましたら、県を通じて国のほうに正式に健康被害の申請ということで進達をすることになっております。

○委員長（西村和子君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

では、すいません、該当しない方があったということですけど、この内容というのはどういうことだったんでしょうか。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、該当しない方3件につきましては、発熱、下痢、腹痛などの症状により通常の副反応の範囲内とみなされたもの、また、接種日と症状の発

症時期の関係から因果関係が認められないと判断されたものになります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を終了します。どうもありがとうございました。

それでは、所管を入れ替えるため休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午後 1 時16分

再開 午後 1 時19分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について、執行部から職員の紹介をいただいた上で御説明をお願いいたします。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己御紹介をいたします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課長の古田と申します。よろしく御願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課、高齢者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしく御願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしく御願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 同じく指定指導担当係長の平嶋と申します。よろしく御願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、御説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について御説明させていただきます。文教福祉常任委員会説明用資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

最初に高齢者福祉計画についてでございますが、老人福祉法に基づく全ての高齢者を対

象とする保健福祉事業に関する計画でございます。介護保険事業計画は介護保険法に基づき要介護、要支援者等のリスクの高い高齢者を対象とする介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画でございます。両計画は3年を1期として一体のものとして策定することになっております。

計画の骨子について御説明いたします。

1、基本理念です。現在の第8期計画は令和3年度から5年度の3年計画で進めており、基本理念が「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」となっております。第9期計画は令和6年度から8年度の3年計画になりますが、基本理念は、「生き生きと活躍でき」を加え、「高齢者が生き生きと活躍でき、住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」にしたいと考えております。「生き生きと活躍でき」を加えることで、高齢者においても社会参加の中で活躍していただく意味合いも含め、追加したいと考えておるところでございます。また、基本理念を定める章におきまして、この理念の下、地域共生社会の実現につながることを目指す旨を加える予定としております。

2、基本目標でございます。第8期計画では七つでありましたが、第9期計画では第7次総合計画に合わせ1と2を一つにし「生きがいがづくりと介護予防の推進」とし、2は「見守り」を加え、「日常生活、見守りの支援」といたしました。

次の10ページをお開きいただきたいと思います。3、施策体系図でございます。

一つの基本理念に6つの基本目標を設定し、さらに13の基本施策を設定しております。基本施策は第8期計画では16でしたが、第9期計画では13に再編しております。大きく変更はしておりませんが、5つ目を「災害及び感染症への取組と」し、第8期計画では災害及び健康大危機への取組となっているところを変更しております。新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえて変更しているところがございます。

成果指標につきましても、総合計画と同様としていることから、進捗を管理していく予定にしております。

この基本目標1から4とその基本施策を基に、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでまいります。

以上が骨子となりますが、具体的な内容につきましては、統計アンケート調査による本市の現状及び将来像、第8期計画の振り返り、それぞれの施策に対する取組などを掲載する予定としております。また、介護サービスの見込み量を推計し、将来の介護サービス事業所の必要数や介護保険料を決定いたします。

11ページを御覧いただきたいと思います。計画策定の経過及び今後の今後のスケジュールでございます。

今年の初めから5月までに市民アンケートと事業者アンケートを行い、それを基に計画策定を進めてまいりました。庁内関係課による高齢者福祉推進委員会及び外部の方による介護保険運営協議会において協議を行い、今後、12月15日、22日の会議において素案を完成する予定としております。パブリック・コメントを実施した後、2月に策定となる予定です。申し訳ございません、「令和5年2月開催予定」となっておりますが、「令和6年2月開催予定」の誤りです。修正をよろしくお願いいたします。申し訳ございません。

パブリック・コメントにつきましては1月4日から2月2日まで行う予定で、1月号の広報への掲載も準備しております。令和6年3月議会におきまして計画書をお示しし、また、パブリック・コメントに対する市の考え方の報告と介護保険料の変更に伴う条例改正について、議案を上げさせていただく予定としております。

以上、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についての御報告となります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。報告いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） この9期の介護保険事業計画の中に、ちょっと午前中の話にもあったと思うんですけども、人材確保の取組であるといったところが文言としては出てきてないと思いますので、どんなふうに盛り込まれていくのかをお尋ねします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） この計画に当たりまして、国のほうが基本指針を示しております。そのポイントの中で、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を介護人材確保についての大きなポイントの一つに挙げております。そのために市といたしましても、基本目標6の介護保険の適切なサービス利用というところで、市においても主体的に介護人材の確保に取り組んでいきたいといった文言を入れる予定です。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。第9期で、生きがづくりと介護予防の推進ということで、やはり介護予防が重点課題として上がってくるというふうに思います。それ

で、午前中に地域包括支援センターの改編のお話がありましたけども、本来ならばその中で言うべきことだったかもしれませんが、地域包括支援センターが介護予防事業の要の一つであろうかと思えます。そういったところとよく意思の疎通を図っていただいて、いろんな会議、接触の場があるかと思えますけども、よく図っていただいて、次期の体制がしっかりと行くようお願いをしたいというふうに、まずもってお願いをしたいというふうに思っております。

その中で、第8期の中で介護保険料の条例を定めてありまして、低所得者から高所得者までいろいろ段階があって徴収をされてあると思えますけども、低所得者であって、急に所得がなくなったとか、給与がもらえなくなったとか、病気になってそもそも介護保険料が支払えない方へのたしか救済措置がありましたよね。そういったものの年間の相談件数が、大まかでございますので分かりますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今この場には持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） では、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 第8期もなんですけど、9期の策定に当たって施策が大分いろいろ議論されていたと思うんですけども、これが遂行されればいいなと思っています。思っていますが、それに伴って介護保険料の変更があるということもおっしゃってますが、これは、利用してもらいたいという思いでの介護保険料の変更と、それともう一つは利用料、それから介護認定のハードルが高いのか低いのか分かりませんが、恐らく高いんでしょう、そういうところの気遣いみたいなものも、この第9期の中では本当に介護保険を活用していただくという思いが出てくるともっといいのかなと思っています。その辺りをセットにして考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） まず、介護保険料ですけども、国のほうの方針といたしまして、低所得者にはさらに考慮するよという通知が来ておりますので、それを踏まえて市のほうとしても考えていきたいと思っております。

あと、認定につきましては、認定において差が出ないように調査員であるとかに対して

研修等を行いながら、平等に調査ができるようにしてまいりたいと思っております。

サービスにつきましては、利用しやすいようにしていただくというのが一番であるかと思っておりますので、その辺は、具体的に文言に入るか分かりませんが、十分考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） とりわけ介護認定の際ですけれども、受益者の方のほうの問題なんですけれども、認定の審査のときだけぴしゃっと元気になられたり歩けたりみたいなことがあって、でも、その前後は不自由さを残しているということをよく聞きます。だから、そのあたりもよく見極めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長、よろしいですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今お話がありましたように、調査における実態だけではなくて、家族のお話とかを聞きながら、実際の健康状態とかを把握していきながら、調査のほう、審査のほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませぬか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 続けてお尋ねいたします。現在の第8期の介護保険は今最終年でございますけれども、決算書を見ますと、令和4年度の末で基金がたしか6億円ほどたまっておったと記憶いたしております。例年を見てみましても大きい金額かなと思えるんですけども、これの原因とこれの使い道ですね、これをぜひお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 3年に一度、介護保険料を見直しております、その際にはあとの3年間の給付を見越して介護保険料を決定しておりますが、この3年間、令和3年から5年におきましてはコロナがありまして、サービスの利用控えなどにより給付費が思ったより増加しなかったということでお金が余って、それが基金に積み立てられているという経緯があると思っております。

今後の使い道につきましては、また3年間の介護保険料を今から決めてまいりますので、その基金を取り崩して、介護保険料が上がるのを抑えるような形の利用を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 第8期の介護保険の保険料の平均がたしか5,450円だったですかね。全国平均が6,000円超だったと記憶をいたしております。非常に保険料は負担のない金額になっておりますので、ぜひともその流れを第9期にも生かしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございせんか。

では、すいません、最後に私のほうから。午前中のところともちよっとかぶるんですけど、基本目標の6の介護諸サービス提供体制の整備のところ課題を感じていらっしゃると思うとあります。例えば、報酬が一番要かと思えますけど、現場に近いところではどういうことが課題だというふうに捉えていらっしゃるのか教えてください。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 介護人材についての課題ということによろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） はい。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 確かに報酬が低いということで人材が集まりにくいところがあるかと思えます。国のほうで報酬を6,000円上げるという報道もあっておりますけれども、そういった報酬が低いということもありますし、あと、介護報酬が低いということがあって、ほかの業種のほうに移ってしまうということもお聞きしております。また、内部におきましては、やはり人間関係というんですか、自分に合わないとか苦手な方とかがおられると長く居続けるのが難しいということもございまして、なかなか定着しないということを聞いております。

そういうことを解消するために、研修とかをこちらのほうでも進めることができ、なるべく定着するような何か取組を進めなければいけないのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして所管事務報告、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく施設の整備についてお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく施設の整備について御説明いたします。文教福祉常任委員会説明用資料の12ページ、最後のページになりますが、お聞きいただきたいと思います。

3年に一度策定しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者の福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施のための計画のほか、必要な施設の見込み量を算定しております。この計画に基づき地域密着型サービスを行う施設を整備する事業者を公募したところ応募がありましたので、審査を行い、次のとおり決定いたしました。

1、公募期間でございます。令和5年8月1日から8月31日までの間に行っております。

2、決定した事業者及び施設の概要でございます。事業者は株式会社Peace of mind、実施するサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございます。サービスの内容は日中夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの介護を行うものでございます。

このサービスにつきまして1社の応募がありまして、審査の結果、採択をしております。設置予定地は針摺中央で、開設時期は令和6年3月の予定となっております。

このサービスを行う事業所は今まで市内にありませんでしたので、筑紫野市にとっては初めての事業所となります。

株式会社Peace of mindにつきましては、現在、大野城市におきましてこのサービスを運営しており、ほかにも同じく大野城市内におきまして、住宅型有料老人ホーム、デイサービス、訪問看護ステーションを運営しております。

3、第8期計画期間（令和3年度から5年度）の整備状況でございます。

以下の四つの施設について期間内に公募を行いました。令和4年度に認知症対応型共同生活介護、1事業所、今年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、1事業所を採択しており、整備することとなっております。

4、今後の整備計画についてでございますが、令和6年度から令和8年度までの施設整備計画は、第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画において検討し、定める予定となっております。

以上、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく施設の整備について

御報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。御報告いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 今年度ですか、定期巡回の事業所が1事業所増えたということで、以前も同じような事業をしていた事業者さんがあって、そこは撤退されているというお話も聞いたことがあるんですけども、それと、認知症対応型通所介護の応募がなかったところと、小規模多機能もなかなか応募が集まってこないと。そういったところでの対策なり、現状の把握といったところをどのように捉えているかをお聞かせ願えますか。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） ある程度将来を見据えた上で計画しておりますので、直ちに利用者に影響があるとか不足することはないと思います。ただ、在宅生活を継続するためには必要な施設であるため、第9期計画においても準備を検討したいと思います。応募があるように、市内または近隣で運営している事業所等に直接働きかけるとか、電話訪問によって働きかけるとか、そういったことで応募があるようにしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） この公募期間は1か月になるんですか。1事業所が入るまでずっと募集するという事はないんですか。今見た感じでは3事業所足りないということですよ、応募整備数から言うと。

○委員長（西村和子君） 係長、お願いします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 募集の期間につきましては、現状の方法でいきますと1か月間ということで募集をしておりますが、事前の周知を長い期間とらせていただいておりますので、十分検討された上で応募があるものはありますし、結果的に応募がなかったものもございました。

期間を決めている理由につきましては、補助金交付がございまして、補助金の交付のスケジュールとしまして、この期間ぐらいいまでに決定しないと整備から交付のスケジュールにいとまがございませぬので、ここで区切らせていただいております。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。なかつたら、また私が聞いてもいいでしょうか。

訪問型の介護と看護はずっと待ち望まれていて、今度、実施していただけるということで、期待もすごく大きいんじゃないかなと、これで在宅で過ごせる方が増えるんじゃないかなと思いますけれども、この時期に筑紫野市で事業展開されようと計画されたきっかけみたいなことがあるんでしょうか。

お願いします、係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 今回、応募いただきました株式会社Peace of mindにつきましては、大野城市を拠点に介護事業を提供されているところなんです、近隣の市町村にも拡大したいという方針がございまして、筑紫野市でちょうど定期巡回・随時対応型訪問介護看護を募集しておりましたので応募されたと聞いております。

また、大野城市で提供されているサービスの職員さんに筑紫野市に在住してある方がいらっしゃいましたので、その点も筑紫野市で応募する理由と伺っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。大変心強いと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。それでは休憩に入りたいと思います。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 1 時47分

再開 午後 2 時21分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の派遣の件を議題といたします。

本委員会は、筑紫小学校校舎につきまして、本日、現地調査を行うこととし、原口委員、古賀委員、檜木委員、吉村委員、原口委員、坂口副委員長及び西村の7名の委員を現地に派遣し、現地調査を実施したいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって本委員会は現地調査に7名の委員を派遣することに決定いたしました。

今から現地調査のためしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時22分

再開 午後 3 時34分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で本日の議事は終了いたしました。これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

散会 午後 3 時35分